

所沢都市計画土地区画整理事業の変更 (所沢市決定)

所沢都市計画三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業	
面 積	約 24.4 ha	
公共施設 の 配 置	道路	<p>本地区は一般国道463号バイパスから一般県道所沢青梅線をつなぐ、上藤沢・林・宮寺間新設道路(幅員12.5m)の沿道に位置し、産業団地の創出に併せ、上藤沢・林・宮寺間新設道路の全線開通を計画する。</p> <p>幹線道路(幅員12.5m)として上藤沢・林・宮寺間新設道路の整備及び所沢市道4-707号線の拡幅、更に補助幹線道路(幅員12m及び9.5m)、区画道路(産業系土地利用:幅員9.5m及び9.0m、非産業系土地利用:幅員4.2m~6.0m)を宅地の利便に供するように適宜配置する。</p>
	公園及び 緑地	<p>地区の東側に公園を3箇所配置する。公園面積は区域面積の3%以上、かつ、計画人口1人あたり3㎡以上の公園を確保する。</p>
	その他の 公共施設	<p>雨水は上藤沢・林・宮寺間新設道路等、地区内の計画道路に、側溝や雨水管等の排水施設を設置し、調整池に流下させた後、谷川に放流する。汚水は、柳瀬川1号幹線を経て処理されるよう計画する。上水道に関しては、所沢市上下水道局より給水を受ける。</p>
宅地の整備	<p>産業系土地利用においては、比較的ゆとりのある宅地整備を行い新たな産業施設の立地誘導による良好な操業環境の形成を目指すとともに、非産業系土地利用においては、既存住宅等に配慮した宅地整備を行い、良好な市街地環境の形成を目指すものとする。</p>	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

計画的な基盤整備を実施することとあわせ、地域の活性化に寄与する製造業を中心とした産業施設の立地を誘導・集積するとともに、脱炭素社会の構築に貢献し、周辺環境と調和した先進的・合理的な土地利用を図るため、土地区画整理事業を決定するものである。

都市計画として定める区域

所沢市林一丁目の一部